

# 指定介護老人福祉施設 リリー園

## 重要事項説明書

### 1. 施設経営法人

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 広葉会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 藁谷 淳市
- (3) 事務所所在地 福島県双葉郡楡葉町大字井出字上ノ原28番地  
電話番号 0240-25-1777
- (4) 定款の目的に ① 第一種社会福祉事業  
定めた事業 (イ)特別養護老人ホームの経営  
② 第二種社会福祉事業  
(イ)老人短期入所事業の経営
- (5) 施設・拠点等 特別養護老人ホーム 1ヶ所  
短期入所生活介護 1ヶ所

### 2. 指定介護老人福祉施設 リリー園の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

施設 の 名 称	特別養護老人ホームリリー園
所 在 地	福島県双葉郡楡葉町大字井出字上ノ原28番地
サービスの種類	介護老人福祉施設サービス
介護保険指定番号	0773200522

#### (2) 同施設の職員体制

- ① 管理者  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、  
規程遵守のため必要な指揮指令を行います。
- ② 医師(嘱託医)  
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- ③ 生活相談員  
利用者の生活相談、処遇の企画等を行う。
- ④ 看護職員(機能訓練指導員 兼務 )  
利用者の健康管理に関する看護業務を行う。
- ⑤ 介護職員  
利用者の日常生活全般の介護、介助業務を行う。
- ⑥ 管理栄養士又は栄養士  
利用者の栄養管理業務を行う。
- ⑦ 介護支援専門員  
利用者の施設サービスの計画作成を行う。
- ⑧ 機能訓練指導員  
利用者の身体機能維持・向上を目的とした訓練を行う。
- ⑨ 事務職員  
指定介護老人福祉施設事業に必要な業務を行う。

(3) 職員の勤務時間

介護職員	早番	午前7時から午後4時まで
	日勤	午前9時から午後6時まで
	遅番	午前10時から午後7時まで
	夜勤	午後5時から翌日の午前9時30分まで
看護職員	早番	午前7時15分から午後4時15分まで
	日勤	午前9時から午後6時まで
	遅番	午前11時から午後8時まで
生活相談員 介護支援専門員	午前9時から午後6時まで	
管理栄養士及び栄養士	午前9時から午後6時まで	
事務職員	午前8時30分から午後5時30分まで	

(4) 同施設の設備の概要

定員	68名	静養室	1室	
居室	4人部屋	12室(1室 47.028 m <sup>2</sup> )	医務室	1室
	2人部屋	5室(1室 29.901 m <sup>2</sup> )	食堂	1室
	個室	10室(1室 17.100 m <sup>2</sup> )	機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽	1	集会作業スペース	1室
	介護浴槽(個浴)	2	(交流スペース)	
	特殊浴槽(機械)	2	デイルーム	6室
			いろり間	1室

### 3. 施設サービスについて

(1) 基本理念

『真心・敬愛・和』

(2) 基本方針

- ① 地域福祉を高める拠点として、地域の方やボランティア、その他関係機関との交流を深めることで、地域と共にある施設を目指します。
- ② 利用者家族(協力者)、保健、医療、福祉関係機関と包括的に連携を図ることで、サービスの維持・向上に努めます。
- ③ 利用者の個性と人権を尊重した上で、生活運動における自立促進を促し、利用者の生活の質(QOL)の向上を図ります。
- ④ 利用者が安全で安心な明るい生活ができるよう健康管理や事故防止に努めます。
- ⑤ 職員は自己研鑽に努め自身のスキルアップを図るとともに、一人一人が役割を遂行し、相互理解と協力を深めることで、職員と共に成長していく施設を目指します。

(3) 施設サービス計画書(ケアプラン)の立案と交付について

施設の介護支援専門員が施設サービス計画書(ケアプラン)の立案及び更新を行い、計画的に利用者の援助に努めるとともに、利用者家族へ計画書の交付を行います。

(4) 食事サービスについて

- ① 施設の栄養士が、利用者の心身状況と嗜好や希望に合わせながら多職種協働により、可能な限り利用者のニーズに合った食事の提供に努めます。
- ② 食事場所は、通常デイルームを利用するが、体調等により居室での食事となる場合もあります。
- ③ 食事時間は、次のとおりとなります。  
朝食 一午前7時15分から 昼食 一午後11時50分から  
おやつ 一午後2時20分から 夕食 一午後 5時20分から
- ④ 食事の種類と形態は、次のとおりです。
  - ・種類:普通食、療養食、経管栄養食(胃ろうのみ可)があります。
  - ・形態:利用者の口腔機能や嚥下機能の状態に応じて提供しております。

(5) 療養食の提供について(\*別表1参照)

医師(嘱託医)の指示により提供された適切な栄養量及び内容を有する心臓病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を家族等の同意を得て提供していきます。

(6) 入浴の実施について

- ① 原則として1週間に1~2回以上の入浴の機会を設けています。
- ② 一般浴槽、特殊浴槽があり、利用者の状態によって無理なく入浴できます。

(7) 身体介護について

- ① 利用者の心身状況、健康状況等、介護職員等が、見守りや声かけ、誘導、一部介助、全介助の内容で援助を進めていきます。
- ② 食事、排泄、入浴、衣類の着脱、移動、整容動作等の各場面において、状態に応じた援助を行います。

(8) 環境整備について

介護職員等により洗濯、掃除、リネン交換、所持品等の整理などを行い、清潔保持に努めます。

(9) 機能訓練について

- ① 機能訓練指導員による身体機能維持・向上を図る目的とした訓練を行います。
- ② 生活の質(QOL)の向上を目的とした生活運動を行います。

(10) レクリエーション活動について

- ① 利用者の余暇活動やレクリエーション等の全体活動の援助に努めます。
- ② 季節行事や外出活動など年間計画を作成し実施します。

(11) 生活相談について

- ① 生活相談員が相談窓口となり、日常生活全般の相談に応じます。

(12) 健康管理について

- ① 多職種連携を図りながら、ご家族(協力者)と相談のうえ、利用者の健康管理に努めます。

- ② 年1回の健康診断や予防接種のほか、医師(嘱託医)の回診を実施するとともに看護職員及び介護職員により定期的な血圧測定、体重測定、検温や食事、排泄のチェックを行い、常に利用者の健康維持と増進に努めます。
- ③ 身体状態に変化があり、医療的な処置が必要な場合は、嘱託医(主治医)の指示により、速やかに医療機関を受診します。(入院する場合があります。)尚、距離的な問題や、施設状況により、家族送迎になる場合があります。
- ④ 心身状態の衰えにより、嘱託医(主治医)から看取り介護の意向を求められる場合があります。  
(\*別表1参照・看取り同意書)

### (13) 所持品の管理

持参品の管理については、原則、自己管理となりますが、利用者の生活の質(QOL)向上や自立促進を図ることから、利用者の状態把握に努め、動作ができないところを援助します。

### (14) 外出・外泊のサービスについて

- ① 外出・外泊サービスへの考え方については、利用者の生活の質(QOL)向上を目的とし、希望があった場合には相談に応じます。
- ② 外出・外泊ができる条件は以下の内容とします。(届出書要提出)
  - ・感染症拡大時期以外の時期であること。(必要な通院は除く。)
  - ・心身の状態が良好であること。
  - ・外泊については、一泊二日を目安とし、自宅等での過ごし方に限定されること。
  - ・外出・外泊の可能回数については、相談に応じます。

### (15) 身体拘束について

- ① 利用者の命に関わる身体の危険が考えられる緊急時対応以外の身体拘束等を行いません。尚、身体拘束等を行う場合には、家族(協力者)の同意が必要となります。また、実施する際は、その容態及び時間、利用者の心身状態、実施する理由を記録します。
- ② 対策委員会を設置し予防に努めます。

### (16) サービスにおけるリスクについて(\*リスク同意書)

サービスにおけるさまざまなリスクに対してリスク軽減や防止を目的に多職種連携を図り、内部及び外部の研修を計画的に実施します。

### (17) 地域連携について

- ① 中高生や福祉専門学校の実習、介護体験、ボランティア等の受け入れを行います。
- ② 地域行事などに参加し交流を図ります。

### (18) 施設利用にあたっての留意事項について

- ① 利用者への面会及び食べ物の持ち込みについて
  - ・面会については、利用者の生活の質(QOL)の向上を図ることから、面会の機会の確保に努めます。
  - ・食べ物の持ち込みについては、誤嚥事故など安全性の確保から、誤嚥性の少ない食べやすいものに限定します。
  - ・面会時の飲食等は、安全の確保が難しいため、禁止します。
  - ・これら対応については、状況により変更になる場合があります。

- ② 飲酒及び喫煙について
  - ・飲酒は禁止します。
  - ・喫煙は禁止します。
- ③ 宗教活動について
  - ・一切禁止します。
- ④ 金銭及び貴重品の持ち込みについて
  - ・原則、禁止します。
- ⑤ 持参品について
  - ・刃物、ハサミ、針などは、安全面の確保から、禁止します。
- ⑥ 設備、器具等の取り扱いについての留意事項
  - ・当施設の設備や、器具など、万が一、故意により破損等が生じた場合、修理等に生じた費用などを弁償していただく場合があります。
- ⑦ 空きベッド使用について
  - ・利用者が入院等で空いているベッドの使用を行う場合があります。（\*空きベッド使用承諾書）

#### (19) 預金通帳・印鑑及び各種証書等の預かりについて

- ① 預金通帳：利用料を引き落とすための残高確認や日常生活における諸費用の支払い代行における当施設の事務手続き上必要となるため、施設で預かることになります。
- ② 各種証書：当施設サービス事務手続き上「健康保険者証」「介護保険被保険者証」等の各種証書を預かります。（証書等預り証の発行）

#### (20) 預金額と支払い方法について

- ① 預金通帳への入金は、上限として、利用料金の6ヶ月分程度とし、通帳からの払い戻しについては、権利擁護の観点から、利用者の同意が必要となります。
- ② 毎月、前月分の利用料金を10日以降に請求する。事務手続き上、20日頃までの入金をお願いします。尚、領収書については、翌月の請求書と同封し送付します。（通帳残高の写し同封）

## 4. 利用料金について（\*別表1参照）

### (1) 施設サービス費個人負担について

- ① 施設サービスの負担金は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、法に定めた利用負担割合になります。
- ② 介護保険改正や職員の配置状況により利用料金の額及び加算の種類、料金が増減することがあります。

### (2) 居住費・食費について

- ① 介護保険施設に入所した際にかかる費用のうち居住費・食費は全額自己負担となる。しかし、一定の条件を満たした方に限り、費用が軽減される仕組みが「費用限度額認定制度」となります。（\*別表1参照）
- ② 所得が低く、かつ一定用件を満たす方については、基本料金について申請により社会福祉法人の実施する負担軽減制度が適用になります。
- ③ 利用者負担が高額になり、一定額を超えた場合は、高額介護サービス費の支給が受けられます。

### (3) その他の個人負担

介護サービス費、居住費、食費以外、以下のものが、別途、利用者個人負担となります。

① 理美容費は次のとおりになります。

・理容業者が定める額になります。

② 電気料金は次のとおりになります。

・電化製品持ち込みの場合のみ、月額 500円 になります。

③ 預り金等取扱要綱は次のとおりとなります。

・預かり金等取扱い手数料(施設生活費用支払代行、運用事務含む)は、月額 1,500 円 になります。  
尚、負担限度額認定に応じた料金になります。

対 象 者	料 金
利用者負担 第1段階	0 円
利用者負担 第2段階	500 円
利用者負担 第3段階(①・②)	1,000 円
利用者負担 第4段階	1,500 円

・サービスご利用に際しては、別途「施設生活支払代行契約書」の締結が必要となります。

(※施設生活費用支払代行契約書)

・行政手続き代行について

介護保険要介護認定更新申請を代行します。その他、必要と認められる場合は代行します。

・日常費用支払い代行について

日常生活にかかる一部諸費用に関わる支払い代金を依頼することができます。

(嗜好品・趣向品・日用品等)

④ レクリエーションに関わる費用として、ご相談する場合があります。

⑤ 健康診断など医療保険適用外の費用がかかります。

## 5. 入退所の手続きについて

### (1) 入所手続きについて

入所にあたっては、担当職員が施設サービス内容等を説明します。

### (2) 退所手続きについて

以下の場合は、施設サービスを終了します。

・利用者がお亡くなりになった場合。

・利用者が他の介護施設に入所した場合。

・利用者が病院または診療所に入院し、3ヶ月以上経過しても退院できる見込がない場合。

・利用者が介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が要介護1又は2と認定された場合。

・利用者が他利用者へ危害を加えた場合。

・事業所が、解散命令を受けた場合。

- ・事業所が破産した場合、またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ・施設の滅失や重大な毀損により、施設サービスの提供が不可能になった場合。
- ・施設が介護保険の指定を取り消された場合。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し料金を支払うよう催告した日から14日以内に支払わない場合。
- ・利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

## 6. 急変時による緊急時の対応方法

利用者の急変時には、医師(嘱託医)に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族(協力者)の方に速やかに連絡します。(※緊急連絡先一覧)

## 7. 医師(嘱託医)について

※別表2参照となります。

## 8. 防災・災害対策について

- (1) 施設防災計画に基づき、職員の防災への意識向上を図ります。  
対策委員会を設置し、防災意識向上に努めるとともに、定期的に施設全体で避難訓練を行います。
- (2) 防災設備設置について
  - ① 通報設備(非常通報装置、非常放送設備)
  - ② 消火設備(消火器、屋内消火栓、スプリンクラー)
  - ③ その他の消防設備(非常ベル、自動火災報知器、熱感知器、煙感知器)
- (3) 災害時の対応について  
災害が発生した場合について、関係機関と連携を図るとともに、施設避難計画に基づき、安全に、速やかに、避難対応をします。

## 9. サービス内容に関する相談・要望・苦情について

※別紙2参照となります。

## 10. 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族又は身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により発生した事故の状況や講じた措置については、正確に記録し保管します。

## 11. 虐待防止対策について

- (1) 対策委員会を設置し、虐待防止を図ります。

- (2) 身体的、心理的、経済的等、虐待の疑いがあると判断した段階で、速やかに自治体対応窓口へ報告します。

## 12. 個人情報について

- (1) 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を、関係機関を除く第三者へは漏しません。尚、この守秘義務は、施設の職員が離職及び施設利用者が契約終了後も同様となります。（\*個人情報保護同意書）
- (2) 当施設ホームページや、広報誌、ソーシャルネットワーキング・サービス等において、本人や家族の同意を得た上で利用者の写真を掲載する場合があります。  
（\*各種写真等掲載についての同意書）

## 13. 賠償責任について

- (1) 事業者は、サービス提供に当たって故意または過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- (2) 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、以下の各号に該当する場合、損害賠償責任を負わないこととします。
- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
  - ② 利用者がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
  - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
  - ④ 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。



令和 年 月 日

介護老人福祉施設リリー園の施設利用サービスの開始(入所)にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

福島県双葉郡檜葉町大字井出字上ノ原28番地

社会福祉法人 広葉会

特別養護老人ホームリリー園

施設長 山内 日出夫

説明者

介護老人福祉施設 リリー園

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設リリー園についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_

別表 1

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

**特別養護老人ホーム**

(平成12年厚生省告示第21号) 令和6年8月1日施行

	従来型個室及び多床室(2人・4人部屋)			
	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1 日あたりの自己負担 額(1割負担の場合)	介護保険適用時の1 日あたりの自己負担 額(2割負担の場合)	介護保険適用時の1 日あたりの自己負担 額(3割負担の場合)
要介護度1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護度2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護度3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護度4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護度5	8,710円	871円	1,742円	2,613円

① 施設サービス費の加算設定(毎月加算になります。)

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己 負担額(1割負担 の場合)	介護保険適用時の 1日あたりの自己 負担額(2割負担 の場合)	介護保険適用時の 1日あたりの自己 負担額(3割負担 の場合)
看護体制加算(I)口	40円	4円	8円	12円

※介護保険改正や職員の配置状況により利用料金の額及び加算の種類、料金が増減することがあります。

② 以下の加算については利用者の状況によって加算されることがあります

- ・看取り介護加算…死亡日以前31日～45日 1日あたり 72円(2割 144円)  
(3割 216円)
- 死亡日以前4～30日 1日あたり 144円(2割 288円)  
(3割 432円)
- 死亡日の前日・全前日 1日あたり 680円(2割1,360円)  
(3割2,040円)
- 死亡日 1日あたり 1,280円(2割2,560円)  
(3割3,840円)

医師が終末期にあると判断した入所者に対して、医師・看護職員・介護職員等が協働で、入所者本人または家族等から同意を得て看取り介護を行った場合に算定します。

・初期加算…1日あたり30円(2割60円・3割90円)

入所した日から30日以内の期間については、施設生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限り算定します。

尚、30日間を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合においても同様に算定します。

- ・外泊時加算・・・1日あたり246円（2割492円・3割738円）（月6日を限度）  
入所者が入院又は外泊した場合に、初日及び最終日を除き、1月に6日を限度として算定します。  
（ただし、月をまたいで連続した場合は最大12日間の請求となります。）その際施設サービス費は発生しません。
- ・療養食加算・・・1回あたり6円（2割12円・3割18円）※1日3食を限度とする。  
医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する心臓病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食を、家族等の同意を得て提供した場合に算定します。  
※利用者の障害状況（療養状況）に応じてお支払いいただくことがあります。
- ・ADL維持等加算（Ⅰ）1月あたり30円（2割60円・3割90円）もしくは、  
（Ⅱ）1月あたり60円（2割120円・3割180円）  
一定期間入所している利用者について、ADL（日常生活動作）の維持・改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。  
※この加算は、1年間のADL評価の結果（Ⅰ）か（Ⅱ）が決定し、翌年度より費用が発生します。
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）1月あたり40円（2割80円・3割120円）  
入所者ごとのADL（日常生活動作）値、栄養状態、口腔機能、認知症の基本的なデータをLIFE（科学的介護情報システム）に提出することにより算定します。  
※LIFE 厚生労働省による介護サービスの質の向上のための利用者の状況を把握するシステムです。
- ・安全対策体制加算 「入所時」に1回限り20円（2割40円・3割60円）  
施設における事故発生の防止のための体制整備を行った場合に算定できる加算です。
- ・介護職員処遇改善加算  
上記①～③に係る料金の1,000分の120に相当する額  
上記①～③に係る料金の1,000分の120×2に相当する額（2割負担）  
上記①～③に係る料金の1,000分の120×3に相当する額（3割負担）

【※介護保険改正や職員の配置状況により加算の種類が増減することがあります。】

### ③ 居住費・食費にかかる負担軽減について

- ・世帯の全員が市区町村税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方
- ・生活保護等を受給されている方

第1段階	居住費	食費
個室	380円	300円
多床室 (2人部屋・4人部屋)	0円	300円

- ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分）の合計が年間80万円以下の方

第2段階	居住費	食費
個室	480円	390円
多床室 (2人部屋・4人部屋)	430円	390円

- ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分）の合計が年間120万円以下の方

第3段階（1）	居住費	食費
個室	880円	650円
多床室 （2人部屋・4人部屋）	430円	650円

- ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分）の合計が年間120万円を超える方

第3段階（2）	居住費	食費
個室	880円	1,360円
多床室 （2人部屋・4人部屋）	430円	1,360円

- ・上記1～3段階以外の方

第4段階	居住費	食費
個室	1,231円	1,500円
多床室 （2人部屋・4人部屋）	915円	1,500円

(別表2)

## 嘱託医・サービスに関する相談・苦情／第三者委員

### <嘱託医>

- 嘱託医 馬場医院 院長 小鹿山 博之  
電話番号 0240-27-2231  
所在地 福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長100-6

### <サービスに関する相談・要望・苦情>

- 電話番号 0240-25-1777(代表)
- 相談・要望・苦情受付担当者
  - 主任介護支援専門員 小野 弘美
  - 生活相談員兼主任介護員 宇佐美 ゆかり
  - 主任生活相談員 佐藤 努
- 苦情責任者
  - 施設長 山内 日出夫

### <第三者委員>

- 松本 和也:広野町 電話 090-3125-5367
- 松本 英俊:楡葉町 電話 090-1068-7368
- 福井 光治:楡葉町 電話 0240-25-4157  
(楡葉町社会福祉協議会内)

- 福島県適正化委員会(福島県社会福祉協議会内)  
電話 024-523-2943(直通)